

学生の皆さんへ

令和3年度後期（10月18日以降）の授業実施方法及び感染防止対策の徹底について

対面授業時の座席間隔を2m以上としていましたが、今般の感染者数減少等を踏まえ、10月18日（月）以降に実施する対面授業については、座席間隔の指定を行わないことといたしました。

ただし、感染拡大防止の観点から、教室内では可能な限り間隔を空けて着席することを原則とし、所属部局や担当教員から別途指示がある場合は、指示に従ってください。

上記の変更により、授業実施方法や教室等の変更が生じる場合があります。担当教員からの連絡・指示に従ってください。

なお、発熱等の体調不良により対面授業（試験）に出席できない場合において、学生に学修および成績評価において学生に不利益が生じないよう各担当教員へ依頼していますので、発熱等体調不良の際は、対面授業に出席しないでください。

別紙「留意事項」の内容を改訂しています。添付ファイルを必ずご確認ください。

マスク着用等の基本的な感染防止対策については引き続き徹底をお願いします。

令和3年10月14日

総合学務課

別紙

令和3年10月14日発出

令和3年度後期授業受講等に当たっての留意事項

1. 健康管理

- (1) 毎朝の検温と健康観察 CHATでの記録をお願いします。
- (2) 大学外の行動や大学内での行動（使用教室・座席等）の記録をお願いします。
- (3) 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、授業への出席を見合させてください。欠席する際は、担当教員（連絡方法が不明であれば所属の学務担当）へ連絡してください。また、万一自分が新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者になった際には、速やかに保健管理センターへ連絡してください。
- (4) 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨します。

2. 登校

- (1) 登校前に検温をお願いします。体温計がない場合は、保健管理センター窓口までお越しください。（発熱等体調に異変があった場合は、登校せず、保健管理センター 電話 018-889-2955 に電話で相談してください。）
- (2) マスクは各自で準備し、必ず着用してください。
- (3) 公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避け、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけてください。
- (4) 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域の都道府県への移動を行った場合、帰秋後2週間の自宅待機及び健康観察が必要となりますので、その間は登校できません。

3. 学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、手洗いや消毒液で手指の消毒を行ってください。（入室時にも手指消毒を行ってください。）
- (2) マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、所属の学務担当に相談してください。（窓口に相談する際はハンカチ等で口元を覆うようにお願いします。）
- (3) 大学でも消毒液は準備していますが、ご自身でも持ち運び可能な消毒液を持参することを推奨します。

4. 教室での授業受講に関する事項

- (1) 授業受講の際はマスクを着用してください。

- (2) 授業開始時に授業担当教員から、体調等について確認を行います。
- (3) 教室では、座席番号が貼ってある以外の座席も使用可能ですが、座席に余裕がある場合は可能な限り他者と距離を空けて着席してください。座席について、授業担当教員から指示がある場合は、それに従ってください。また、使用した座席位置は記録しておいてください（座席番号や、右から何列・前から何列など）。
- (4) 3密を避けるために定期的に窓やドアを開け、換気を行いますので、気温の低い日などは寒くならない服装で受講してください。
- (5) エアコン・照明のスイッチ類に触れた際には手指消毒をしてください。
- (6) 教室内での私語は自粛してください。
- (7) 授業担当教員の指示に従い、授業中は以下のことを心掛けてください。
 - ・学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っての発声は可能な限り避けてください。
 - ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをしてください。
- (8) 授業終了後、用事がない場合は速やかに帰宅してください。
- (9) 実験・実習科目に関する特別な注意事項については、教員の指示に従ってください。

5. PC実習室について

- (1) 収容可能人数に限りがあるため、授業以外でのPC実習室の利用は原則中止します。ただし、授業の課題でPC実習室でなければ利用できないソフトを使う等、授業時間外にPC実習室を利用する必要がある場合は、当該授業担当教員へ相談してください。
- (2) 「授業資料の印刷」を目的としたプリンタの利用は原則中止します。（授業資料は必要に応じて教員の責任で印刷・配付します）
- (3) 発熱や咳などの症状がある場合は、利用できません。
- (4) 土日祝日は閉鎖します（2F オープンスペース含む）。
- (5) 授業時間中の最初と最後に時間を割いて、教員の指示によりキーボード及びマウスの消毒作業を学生に実施してもらいます。（消毒用のペーパーと消毒液（あるいはアルコールウェットティッシュ）は実習室に用意します）
- (6) 本道キャンパスのPC実習室は授業のみでの利用とします。

6. 授業の空き時間やキャンパス内での遠隔授業の受講に関する事項

- (1) 対面の授業が開始されても、感染拡大防止の観点から引き続き遠隔授業の形態で行う授業もあり、対面の授業と遠隔授業が混在する場合があります。時間割や帰宅時間の都合上、遠隔授業を自宅で受講できない場合は、空き教室での受講を可とします。

(2) 自宅にインターネット環境が整備されていない場合等も空き教室での遠隔授業の受講を可とします。

(3) 利用できる教室は以下のとおりです。

<手形キャンパス>

- ・平日の日中（8:30～17:40）は空き教室を開放します。
- ・平日の夜間（17:40～21:00）は一般教育2号館の空き教室を開放します。

※手形キャンパスの教室の空き状況はa-net画面右端のメニューの「教室利用状況」画面から確認できます（掲載が無い教室は当該教室の管理部署に確認してください。）。「教室利用状況」画面はキャンパスWi-Fi等、学内ネットワークからのみアクセス可能です。電子機器は満充電の上持参してください。

<本道キャンパス>

…医学科学生は手形キャンパスで受け入れます。

保健学科学生はWebClass上で空き教室を確認し、使用後にWebClass上で報告してください。

7. 遠隔授業の受講が困難な場合

(1) 遠隔授業受講用のPCが無いまたは故障した場合は、スマホ等で対応してください。

(2) PC・スマホ等が無いまたは故障した場合は、購入あるいは修理するまでの一時的措置として、PC又はタブレットを貸し出しますので、総合学務課教養基礎担当まで申し出てください。※保健学科学生は医学部学務課保健学科担当へ申請してください。

(3) データ通信量無制限のネット環境が無い場合や、時間割や帰宅時間の都合上遠隔授業を自宅で受講できない場合は、空き教室でキャンパスWi-Fiを利用することにより対応してください。

(4) データ通信量無制限のネット環境が無く、出校停止など大学に来られず、授業の受講に困難を來す場合は、総合学務課教養基礎担当まで相談してください。

8. 授業の欠席に関する取扱い

(1) 発熱等の体調不良や出校停止による欠席は、不利益とならないよう取り扱いますので、授業担当教員（連絡方法が不明の場合は所属の学務担当）へ相談してください。併せて発熱等体調に異変がある場合は、保健管理センターの「体調不良の報告サイト <https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physicalcondition.html>」より報告してください。

(2) 自身の持病や高齢家族との同居等の理由から、対面授業に参加することが難しい場合は、所属の学務担当へ相談してください。

9. その他

- (1) 空き教室で昼食（弁当）を取ることが可能ですが、使用後は、教室内に配備している「消毒用品」等で使用者が必ず消毒を行ってください。また、飛沫感染防止のため、対面で食事を取らないでください。
- (2) 授業や自習等で教室を利用した後、退室する際に他の利用者がいなければ、窓を閉め、照明を消してください。
- (3) その他、授業等に関して不明なことがあれば、所属の学務担当へ問い合わせてください。
- (4) 遠隔授業の受講にあたって、著作権の尊重に留意が必要です。既にお知らせしている内容ですが、別紙を再度確認願います。

遠隔授業の受講にあたっての留意事項

－著作物についての著作権の尊重について－

新型コロナウイルスの感染が懸念される当面の期間、本学の授業は、WebClass や Office365 にアップロードした講義資料・動画を事前にダウンロードし、決められた授業時間中に視聴し、学習課題に取り組んでもらう「オンデマンド型」、または Zoom を使った「同時双方向型」の、遠隔授業でおこないます。アップロードしている講義資料や Zoom での講義を録音・録画した場合の著作権について、受講生の皆さんに知っておいていただきたいこと、気を付けていただきたいことを以下にまとめました。授業の範囲を越えて、例えばSNSで共有したり、無断で再配布したりすることは違法であり、場合によっては訴訟等に発展する恐れもあります。更に、違法行為を行った場合は、学則により「懲戒処分」等の対象となりますので、十分留意の上、受講してください。

■ WebClass や Office365 にアップロードされた講義資料

1. 授業担当者が授業のために作成したテキスト
2. 授業担当者が新聞や経済週刊誌に執筆した過去記事
3. 授業担当者の大学の広報誌等でのインタビュー記事
4. 一般公開されている YouTube 動画
5. 「J-STAGE」等でオープンアクセスになっている論文

- 上記のような資料は著作物として、著作権法により著作者の権利が保護されています。これは、他人が著作物を勝手に改変したり、配布したりすることで著作者の権利を侵害することを防ぐための重要な制度です。また、著作権法では、著作物の教育での利用など、著作者の権利をあえて制限する場合についても定められています。授業では、授業の目的を達成するために、受講生の皆さんがこれらの著作物を利用できるようにしていますが、そのことが直ちにこれらの著作物を著作権者に無断で再配布することなどを皆さんに認めているものではありません。
- それぞれの資料の著作権は誰にあるのか？どの範囲で利用が許可されているのか？受講生の皆さんに意識していただきたいのは、「著作権は誰にあるのか」「どの範囲で利用が許可されているのか」の 2 点です。

1. 授業担当者が授業のために作成した PDF のテキスト

授業担当者に著作権があります。また、一般には未公開のものです。したがって、受講生の皆さんが、（悪意はなくても）授業担当者に無断で、SNS で共有したり、別のサイトにアップロードしたりするなどして再配布することは違法です。

さらにこの資料には、授業担当者が今後、学術論文誌に投稿予定の研究内容を含んでいるものもあります。学術論文誌はその内容の新規性が要求されます。このため既に公開されている内容については論文として採択されません。筆者の意図がなくとも既に不特定多数に公開されてしまった内容は投稿できなくなってしまいます。授業では、特定の受講生の皆さんのために限定期的に配信している、ということをご理解ください。

2. 授業担当者が新聞や経済週刊誌に執筆した記事

これらは新聞社や雑誌出版社に著作権があります。教育目的の著作物の利用については権利制限も定められています。授業担当者は、著作権法に基づいてアップロードしています。受講生の皆さんがあくまで授業外で再配布・アップロードすることは許可されていません。

3. 大学の広報誌等でのインタビュー記事

4. 一般公開されている YouTube 動画

5. 「J-STAGE」等でオープンアクセスになっている論文

上記の 3 つは、それぞれの制作に著作権があります。ただし、既に一般に公開されているものです。したがって、受講生の皆さんがあくまで SNS でリンクを共有したり、別のサイトで URL を紹介したりすることは問題ありません（再販売するなど利益を得ることは NG）。ただし、論文等の内容をコピーして、引用のルールを守らずに別のサイトや SNS 等にアップロードすること、YouTube 動画をコピーして、自らのアカウント等にアップロードすることは、違法行為です。

■ 再配布と引用の違いは？

以下のルールを満たしている場合には、再配布ではなく、引用とみなされ、著作権法第 32 条で定められた行為です。

受講生の皆さんがあくまでレポートや論文などで引用したいと思った場合には、「既に公開されているもの」であれば、引用のルールを満たせば、引用して構いません。文化庁の HP 「著作物が自由に使える場合」 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html) に、著作権法第 32 条が以下のようにわかりやすく説明されています。

引用（32 条）

[1]公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。（注 5）[2]国等が行政の PR のために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない。

(注 5) 引用における注意事項

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自己の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること
(自分の著作物が主体)。
- (4) 出所の明示がなされていること。(第 48 条)

(参照：最判昭和 55 年 3 月 28 日「パロディー事件」)

したがって、他人の著作物をレポートや論文等で引用したい場合には、以下のようなルールを守った上で、引用してください。

(注 5) 引用における注意事項

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自己の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- (4) 出所の明示がなされていること。

この文書は、京都大学高等教育研究開発推進センターで作られたものを参考に、本学の実情に合うように改変したものです。自由に改変して使ってもらってよいとのことでしたが、先方には事前に連絡を入れています。